

実施

施 行 条 件 明 示 書

工 事 名 令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

工 事 場 所 白石市鷹巣西二丁目 地内ほか

白石市

施工条件明示書

一 特記仕様書一

工事番号	工事名	令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所	事務所名	宮城県白石市			
項目	条件	内 容	施工方法	備 考			
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。					
2 主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置							
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input checked="" type="radio"/>	契約工期初日以降、90日以内に着手 (手持ち工事が完了した場合や、制約条件がない場合等は、期日以前の着手も可能)					
(2) 請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事)	<input type="radio"/>	契約工期初日以降、○○日以内に着手 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。					
(3) 上記以外	<input type="radio"/>	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約工期初日以降、30日以内に現場施工に着手					
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼動であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html					
3 専任特例の適用を受ける技術者の配置		建設業法第26条第3項ただし書の規程(以下「専任特例」という。)の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、下記によるものとする。 1 専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者を配置する場合、適用要件について以下の出納局契約課ホームページを参照すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kk50.html 2 本工事の主任技術者又は監理技術者が専任特例の適用を受ける場合、落札候補者となった際に確認事項兼誓約書を提出すること。 3 本工事において、専任特例の適用を受ける主任技術者又は監理技術者の配置を行う場合又は配置を要しなくなった場合は適切にコリンズ(CORIINS)への登録を行うこと。					
4 積算基準及び設計単価の適用期日							
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/>	積算基準及び設計単価は公告日の同月の基準及び単価としている。					
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	<input checked="" type="radio"/>	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の全ての設計単価とする。 ただし、災害に伴う応急仮工事など緊急を要す工事において、積算月と契約月が同月となる場合など、工事請負契約締結後における設計単価の変更が必要ないと判断される場合においては、適用「なし」を選択することも可能とし、その場合は下欄にその理由を記載する。 適用「なし」 (例) の理由 ・本工事は災害に伴う応急仮工事であり、積算及び契約が同月となる見込みであるため。					
5 工程関係							
(1) 関連工事による施工時期の調整	<input checked="" type="radio"/>						
(2) 施工時期による制限	<input checked="" type="radio"/>						
(3) 関係機関等との協議の未成立	<input checked="" type="radio"/>	警察(交通管理者)との協議	監督職員と協議を行い施工すること				
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input checked="" type="radio"/>	上記関係機関との協議結果により	監督職員と協議を行い施工すること				
6 公害対策関係							
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input checked="" type="radio"/>						
7 安全対策関係							
(1) 交通安全施設等の指定	<input checked="" type="radio"/>	警察(交通管理者)との協議結果による	監督職員と協議を行い施工すること				
(2) 占用埋設物との近接工事による 施工方法、作業時間の制限	<input checked="" type="radio"/>	水道等の埋設台帳を確認すること。					
8 排水工関係							
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input checked="" type="radio"/>						
9 建設副産物対策関係(建設発生土)							
(1) 建設発生土の処理・処分について		本工事の残土は、下記に運搬するものとする。なお、下記により難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。					
			処理・処分する場所	處理・処分方法	距離	制限時間	備考
			名称	所在地			
(2) 建設発生土	処理・処分	<input checked="" type="radio"/>					

10 建設副産物対策関係(建設発生土以外の建設副産物)																						
(1)建設発生土以外の建設副産物の処理・処分について			下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または廃棄物対策課のHPを参照)。																			
			処理・処分する場所		処理・処分方法		距離	制限時間														
工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																						
(2)建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊(有筋)	○ある	○ない	株式会社エー シー	角田市藤田	中間処理・再生資源化	19 km 時 分 ~ 時 分														
		コンクリート塊(無筋)	○ある	○ない	羽石山碎石機 株式会社	白石市白川大 卒都婆	中間処理・再生資源化	3.6 km 時 分 ~ 時 分														
		アスファルト塊	○ある	○ない	白石資源リサイ クル興業㈱	白石市福岡藏 本	中間処理・再生資源化	5.7 km 時 分 ~ 時 分														
		建設汚泥	○ある	○ない				km 時 分 ~ 時 分														
		その他	○ある	○ない				km 時 分 ~ 時 分														
(3)再生材の利用			○ある	○ない	種類・数量		再生密粒度As, RC-40															
11 現場環境改善																						
(1)現場環境改善費(率計上)について			○ある	○ない	本工事は、現場環境改善費(率計上分)を計上している工事である。下表の内容のうち原則として、各計上費目(仮設設備関係、常設関係、安全関係及び地盤連携)ごとに1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を選択し、具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。																	
(2)避暑(熱中症対策)・避寒対策費について					<table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th><th>実施する内容(率計上分)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設設備関係</td><td>1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緊急・危険 3. ポイントアップ施設 4. 見守り隊及び椅子の設置 5. 防寒装置の充実 6. 地盤改良の低減</td></tr> <tr> <td>常設関係</td><td>1. 現場敷地の快適化(如半用更衣室の設置を含む) 2. 実験官舎の快適化 3. デザインハッカム(交道防護柵監視機器) 4. 現場内通路の快適化 5. 朝涼防護設備及び厚生施設の充実等</td></tr> <tr> <td>安全関係</td><td>1. 工事現場・職員等安全確保のため、マップ(警光灯・誘導等) 2. 常難労工対策(警報装置等) 3. 安全アドバイザー、工法説明会、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の実施(イベント等の実施含む) 6. 見学者(体験ランチ等)の設置及び宅便運営 7. パンフレット・工法説明パンフ 8. 地域共生費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td></tr> <tr> <td>地盤連携</td><td></td></tr> </tbody> </table>								計上費目	実施する内容(率計上分)	仮設設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緊急・危険 3. ポイントアップ施設 4. 見守り隊及び椅子の設置 5. 防寒装置の充実 6. 地盤改良の低減	常設関係	1. 現場敷地の快適化(如半用更衣室の設置を含む) 2. 実験官舎の快適化 3. デザインハッカム(交道防護柵監視機器) 4. 現場内通路の快適化 5. 朝涼防護設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事現場・職員等安全確保のため、マップ(警光灯・誘導等) 2. 常難労工対策(警報装置等) 3. 安全アドバイザー、工法説明会、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の実施(イベント等の実施含む) 6. 見学者(体験ランチ等)の設置及び宅便運営 7. パンフレット・工法説明パンフ 8. 地域共生費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献	地盤連携	
計上費目	実施する内容(率計上分)																					
仮設設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、 2. 緊急・危険 3. ポイントアップ施設 4. 見守り隊及び椅子の設置 5. 防寒装置の充実 6. 地盤改良の低減																					
常設関係	1. 現場敷地の快適化(如半用更衣室の設置を含む) 2. 実験官舎の快適化 3. デザインハッカム(交道防護柵監視機器) 4. 現場内通路の快適化 5. 朝涼防護設備及び厚生施設の充実等																					
安全関係	1. 工事現場・職員等安全確保のため、マップ(警光灯・誘導等) 2. 常難労工対策(警報装置等) 3. 安全アドバイザー、工法説明会、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5. 見学会等の実施(イベント等の実施含む) 6. 見学者(体験ランチ等)の設置及び宅便運営 7. パンフレット・工法説明パンフ 8. 地域共生費(地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																					
地盤連携																						
(3)快適トイレの設置費について					受注者が快適トイレを設置する場合、その費用を設計変更の対象とします。(共通仮設費の常設費の積み上げ分として計上)実施に当たっては、「快適トイレの設置費用に係る積算基準」(事業管理課HP-各種基準)を参照すること。																	
12 品質証明																						
(1)品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	○ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																	
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象			○ある	○ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																	
13 標準的な設計図書による発注方式																						
14 資材関係																						
(1)生コンクリート			生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																			
(2)購入土			購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																			
(3)宮城県グリーン製品の利用			必須 1.植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。																			
「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は循環型社会推進課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。			○ある	○ない	2. 盛土材、埋め戻し材																	
(4)県内産製品の使用			○ある	○ない	3. その他()																	
(5)現場吹付法枠工			○ある	○ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内産製品優先使用の試行要領」の対象工事である。 工事の施工にあたっては、試行要領に基づき適切に実施すること。 事業管理課ホームページ参照 http://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyokanri/kensanzai.html																	
15 設計変更の手続き																						
(1)設計変更の手続きについて			設計変更については、工事請負契約書第19条～第26条及び共通仕様書第1編1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」(宮城県土木部)によることとする。																			
詳細については、以下のホームページ「設計変更ガイドライン【土木工事・建設関連業務】」を参考すること。 https://www.pref.miagi.jp/soshiki/jigyokanri/henkou-guideline.html																						
16 その他																						
(1)舗装の下請制限について			○ある	○ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。																	
(2)「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無			○ある	○ない	本工事は「ダンブ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンブ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。																	
(3)第三者会議の対象の有無			○ある	○ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行「第三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。																	

(4)貸与資料の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本仕様書によるものほか工事施工に関する必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料()
(5)発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6)法定外の労災保険の付保について			本工事では、法定外の労災保険加入にかかる保険料を予定価格に反映しているため、本工事において受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、加入後受注者は、工事請負契約書第62条に基づき、証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示すること。
(7)熱中症対策に資する現場管理費補正の試行の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行対象工事である。本運用による設計変更を希望する場合は、別途定める「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」に基づき、発注者に協議すること。
(8)盛土規制法について			本工事において、盛土規制法の規制対象となる行為を行う場合は、事前に手続き方法等について発注者と協議すること。 詳細については、以下のホームページを参考すること。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/morido.html

働き方改革・生産性向上に関する事項

項目	条件	内 容	
17 総合評価落札方式における「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用の有無			
(1)「ICT施工・3次元化等の活用提案」の適用工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	<p>1. 対象工事の場合、活用する技術については、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に基づき選択すること。</p> <p>2. ICT施工・3次元化等の活用提案の適用の有無に係わらず、「ICT施工・3次元化等の活用提案 工事計画書」に記載の技術は、施工計画・技術提案等(いわゆる作文)の評価対象外とする。(「簡易型(施工計画型)」、「標準型」、「高度型」の場合) なお、「ICT施工・3次元化等の活用提案」の対象外工事の場合も、同様の取扱いとする。</p>
(2)実施された技術についての費用計上(設計変更)	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	設計変更の積算手法については、総合評価落札方式の手引きのとおりとする。なお、(1)が対象外の場合は、当該項目も対象外となる。
18 業務効率化			
(1)工事情報共有システムの活用	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	本工事は工事情報共有システムの活用対象工事であり、請負者は工事着手時に別途定める「工事情報共有システム事前協議チェックシート」により、必要事項について監督職員と協議を行うこと。実施にあたっては「土木工事における工事情報共有システムの実施要領」及び「土木工事における工事情報共有システムの活用ガイドライン」に基づき行うこと。
(2)工事書類の簡素化の試行について	<input type="radio"/> あり	<input checked="" type="radio"/> なし	本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。実施にあたっては「宮城県土木部における工事書類簡素化の試行要領」に基づき行うこと。
(3)ウィークリースタンス等の推進			本工事は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、「ウィークリースタンス等実施要領」に基づき、取組内容を受発注者間で協議及び共有し、工事を進めていくこととする。 詳細については、宮城県土木部事業管理課のホームページを参照すること。 http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/weekly.html
19 週休2日工事の適用の有無			
(1)週休2日工事	<input checked="" type="radio"/> 対象	<input type="radio"/> 実施困難工事	<p>1. 週休2日対象工事の場合は、宮城県土木部「週休2日工事」実施要領に基づき、行うこととする。 なお、週休2日工事の種別及び区分については、下記(2)、(3)のとおりとする。</p> <p>2. 改正労働基準法(平成30年6月成立)による罰則付きの時間外労働規制が建設業に適用されたことを踏まえ、週休2日の確保を目指し、「週休2日工事」での発注を原則とする。ただし、応急復旧工事など緊急工事の場合は、例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする。その場合は「実施困難工事」として、下欄にその理由を記載する。</p> <p>実施困難工事 (例) ・応急復旧工事のため早期に工事を完成させる必要があり、週休2日の確保が困難なため</p>
(2)週休2日工事の種別	<input checked="" type="radio"/> 現場閉所型	<input type="radio"/> 交替制	現場閉所型:巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所を閉所する。 交替制:現場閉所を行なうことが困難な工事について、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を行う。
(3)週休2日工事の区分			当初発注においては、補正係数なしで積算しており、「月単位の週休2日」、「完全週休2日」に取り組む場合は、工事着手前に受発注者間で協議の上、週休2日の区分を決定することとする。 協議により、「月単位の週休2日」又は「完全週休2日」に取り組み、達成した場合は、精算変更時に達成した区分に応じた週休2日の補正係数に変更する。
20 女性活躍推進モデル工事の適用の有無			
(1)女性活躍推進モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、宮城県土木部「女性活躍推進モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。 実施要領は、宮城県ホームページ(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/)で確認のこと。
21 下請承認事務簡素化モデル工事の適用の有無			
(1)下請承認事務簡素化モデル工事	<input type="radio"/> 対象	<input checked="" type="radio"/> 対象外	実施に当たっては、発注者から工事打合せ簿により、「下請承認事務簡素化モデル工事」である旨を別途指示するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	施工方法	備考
22 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ある □ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち營繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>營繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合： 12.82%</p> <p>2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)の割合： 1.52%</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ある □ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
23 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ある □ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
24 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ある □ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「市道鷹巣西7号線(施工箇所：白石市鷹巣西二丁目)、農道久保山線(施工箇所：白石市福岡長袋字下川原)(以下、対象地区といふ)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
25 その他				
(1) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ある □ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の〇〇の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、〇〇の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(2) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	○ある □ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算とかい離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.3 現場管理費:1.1		

特記事項

1 一般事項			
(1) 安全管理	現道上の作業であるため、使用材料等の落下・飛散・流出等により通行車両や歩行者、河川に影響を与えないように対策を講じ施工すること。また、工事区域から一般道への出入りに当たっては通行車両や自転車及び歩行者に十分注意すること。		
(2) 通行制限等	現地の交通状況等により規制方法・時間帯の変更が必要と判断される場合には、関係資料を整理し事前に監督職員と協議すること。	起終点に各1名の計2名	
(3) 段階確認・立会い事項等	共通仕様書に記載のある事項のほかに、完成時に不可視となるものについては、事前に監督職員と協議のうえ実施内容を決定すること。	具体的な内容と回数について、施工計画書に記載すること。	
(4) 事前調査	事前測量を早めに実施し、数量について監督員と協議を行う。	監督員と協議	
(5) 現地調査	現地調査によって工法及び施工方法の設計変更の可能性があり。協議により実施内容を決定すること。		
(6) 規制区画について	規制延長が過度に大きくならないよう配慮するとともに、住民や道路利用者への安全を確保した施行体制をとるように努めること。		
(7) 住民への周知	施工に着手する2週間前には住民に周知すること。		
(8) 暴力団等の排除について	(1)受注者が、この契約の履行期間中に白石市入札契約暴力団等排除措置要綱(平成20年白石市告示第83号。以下「排除要綱」という。)別表1各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。 (2)受注者は、排除要綱別表1各号に該当し、本市から入札参加除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させではない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表1各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。 (3)受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をうどもに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行いうよう指導すること。 なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。		
(9) 白石市基準点管理保全要綱について	(1)基準点の破損や機能喪失の防止について 受注者は、工事施工箇所若しくはその付近に白石市基準点管理保全要綱(平成29年白石市告示第47号以下「管理保全要綱」という。)第2条各号の定める基準点(以下「基準点」という。)が設置されているか否かを確認し設置されている場合は管理保全要綱第6条第4項に定める協議の実施を速やかに要請すること。 (2)費用負担について 受注者は、上記の協議をしていない、または協議の回答に反して滅失、き損した基準点を復旧するための費用を負担しなければいけない。 (3)工事施工箇所付近基準点について 基準点の構造物が、掘削底面端から45度以上の線に入る場合、その基準点は掘削工事の付近にあるものとする。		
(10) 苦情・要望等	住民からの苦情・要望があった場合には、速やかに監督職員に報告し、対応等について監督職員の指示を受けること。		
(11) 調査確認事項について	現地状況を確認の上、支障するもの(文化財、上下水道、電柱、用地等)がないか監督員と協議すること。		
(12) 施行範囲について	施工範囲は監督員、地元自治会長と立会の上決定することとする		
(13) 交差点改良工事について	警察との協議により施工範囲及び方法が変わる可能性があるため、その際は監督員との協議の上変更する。		
(14) 南蔵王自動車学校との調整について	施工地は南蔵王自動車学校の教習コースを通るため、施工時期や範囲、工程等について共有すること。		
2 その他			
(1) その他	本仕様書及び共通仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、書面により監督員と協議すること。		
(2) 工期について	本工事の工期は令和8年3月31日として冬季間施工としているが、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により工期の変更を考慮する。		

參 考 明 細 書

令和 7 年度

実施設計書

白石市

作成日 令和 8年 月 日

工事名	令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所								
工事場所	白石市鷹巣西二丁目 地内ほか、								
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市道鷹巣西7号線 <ul style="list-style-type: none"> 施工延長 L=37.4m 排水施設工 自由勾配側溝B300×H1100 L=37.0m 標識工 指示標識設置(横断歩道) N=1箇所 区画線設置工 外側線(W=0.15m) L=53.0m ・農道久保山線 <ul style="list-style-type: none"> 施工延長 L=18.0m 排水施設工 上流区間 排水フリューム 800*800 L=12m 下流区間 現場打ち側溝 300*600 L=6m 現場打ち集水栓(600×600×800)1箇所 								
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 8 年 3 月 31 日								

総括表

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
工事費	1	式				
本工事費	1	式				
市道鷹巣西7号線	1	式				
農道久保山線	1	式				
福岡下河原水路	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
市道鷹巣西7号線	1	式				
排水施設工	1	式			明 1 号	
舗装工	1	式			明 2 号	
標識工	1	式			明 3 号	
区画線工	1	式			明 4 号	
撤去工	1	式			明 5 号	
交通管理工	1	式			明 6 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
農道久保山線	1	式				
排水施設工	1	式			明 7 号	
交通管理工	1	式			明 8 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				

本工事費内訳書

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
福岡下河原水路	1	式				
排水施設工	1	式			明 9 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

本工事費内訳書

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 1 号 明細書 】

排水施設工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
自由勾配側溝 L=2000mm 1000超2000kg/個以下	37	m			施 1 号	
蓋版据付け 自由勾配 300用(車道用)	18	枚			施 2 号	
作業土工	1	式			单 1 号	
計						

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 2 号 明細書 】

舖裝工

1 式 当り

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 3 号 明細書 】

標識工

1 式 当り

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 4 号 明細書 】

区画線工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
区画線設置 溶融式手動 実線 15cm 塗布厚1.5mm 白	53	m			施 5 号	
区画線設置 溶融式手動 実線 30cm 塗布厚1.5mm 白	2	m			施 6 号	
区画線設置 溶融式手動 矢印・記号・文字15cm 塗布厚1.5mm 白	18	m			施 7 号	
区画線消去 削取り式	7	m			施 8 号	
計						

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 5 号 明細書 】

撤去工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
歩車道境界ブロック撤去 処分	37	m			P 3 号	
殻運搬 コンクリート(無筋)構造物とりこわし 機械積込	2.8	m3			P 4 号	
廃棄物処理費(中間・再生)コンクリート無筋 羽山碎石(株)中間処理工場	2.8	m3				
構造物とりこわし 鉄筋構造物 機械施工	5	m3			施 9 号	
殻運搬 コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 機械積込	5	m3			P 5 号	
廃棄物処理費(中間・再生)コンクリート有筋 (株)ジエーゼー 角田センター	5	m3				
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	39	m			P 6 号	
舗装版破碎 アスファルト舗装版 厚15cm以下	37	m2			P 7 号	
殻運搬 舗装版破碎 機械 騒対不要、厚15cm超又は必要	1.8	m3			P 8 号	
廃棄物処理費(中間・再生)アスファルト塊 白石資源リサイクル興業(株)	1.8	m3				
計						

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 6 号 明細書 】

交通管理工

1 式 当り

自石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 7 号 明細書 】

排水施設工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
上流区間 排水フリューム800*800	1	式				
U型側溝据付け L=2000mm 1000超2000kg/個以下	12	m			施 11 号	
基面整正	12	m2			P 9 号	
下流区間 現場打ち側溝, 集水枠	1	式				
現場打ち水路(本体) 人力打設 鉄筋無し 3.0m3/10m以上3.3m3/10m以下	6	m			P 10 号	
現場打ち集水枠・街渠枠(本体) バックホウ打設 0.46m3を超える0.49m3以下	1	箇所			P 11 号	
集水枠グレーチング蓋 600×600用	1	枚				
基面整正	4	m2			P 9 号	
縦切排水工	1	式				
ポンプ設置・撤去	1	箇所			施 12 号	
ポンプ運転 作業時排水 排水量0以上120m3/h未満		日			施 13 号	
作業土工	1	式				

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 7 号 明細書 】

(続き)

排水施工

1 式 当り

自石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 8 号 明細書 】

交通管理工

1 式 当り

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 9 号 明細書 】

排水施設工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	单 価	金 頓	明細単価番号	摘 要
U型側溝据付け ベンチフリューム 1種700	25	m			施 14 号	
作業土工	1	式			施 15 号	
締切排水工	1	式			单 2 号	
計						

白石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 1 号 单価表 】

作業土工

1 式 当り

自石市

令和7年度 市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所

【 第 2 号 单価表 】

締切排水工

1 式 当り

自石市

市道鷹巣西7号線道路改良工事
位 置 図



寿山方面

字平地山

字荒屋敷前

2丁目

2丁目

施工箇所

字和真前

字鳥食

1丁目

鷹巣第4公園

2丁目

フローラ

字鳥食

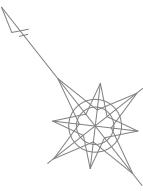
2丁目

ツルハドラッグ

かおる
歯科医院

平面図

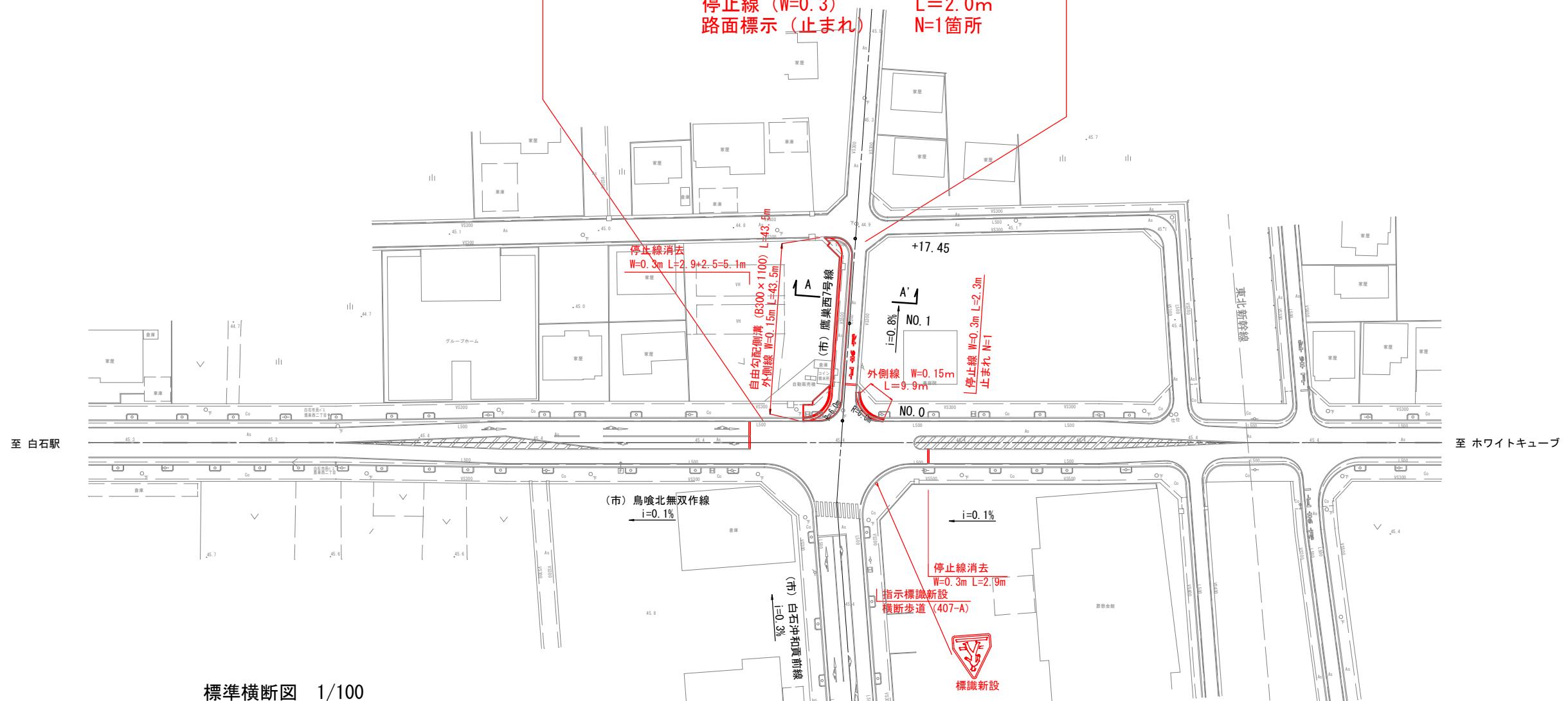
S=1:1000



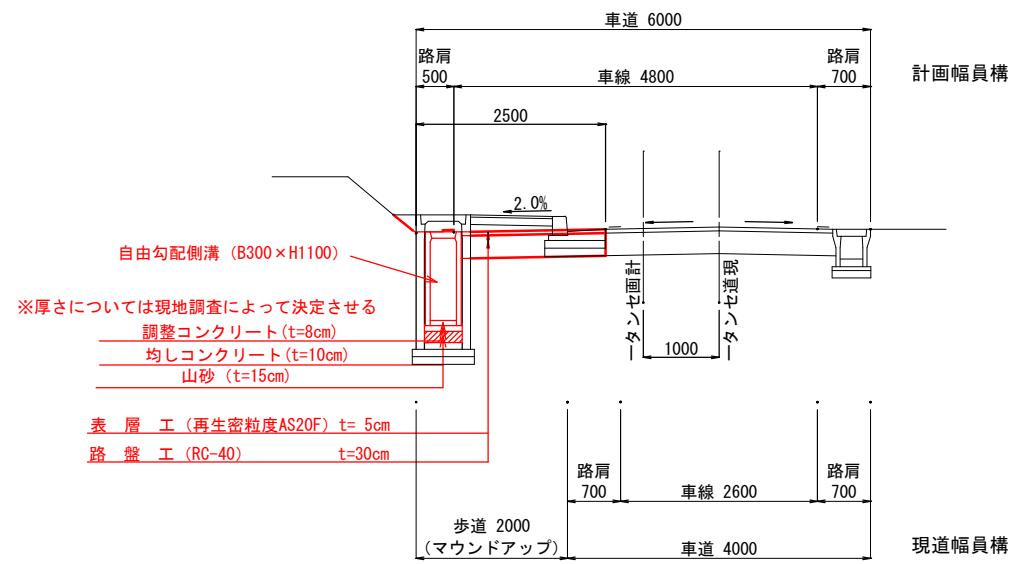
施工延長 L=37.4m

排水施設工
標識工
区画線設置工

自由勾配側溝B300×H1100 L=37m
指示標識設置(横断歩道) N=1基
外側線(W=0.15) L=53.0m
停止線(W=0.3) L=2.0m
路面標示(止まれ) N=1箇所



標準横断図 1/100

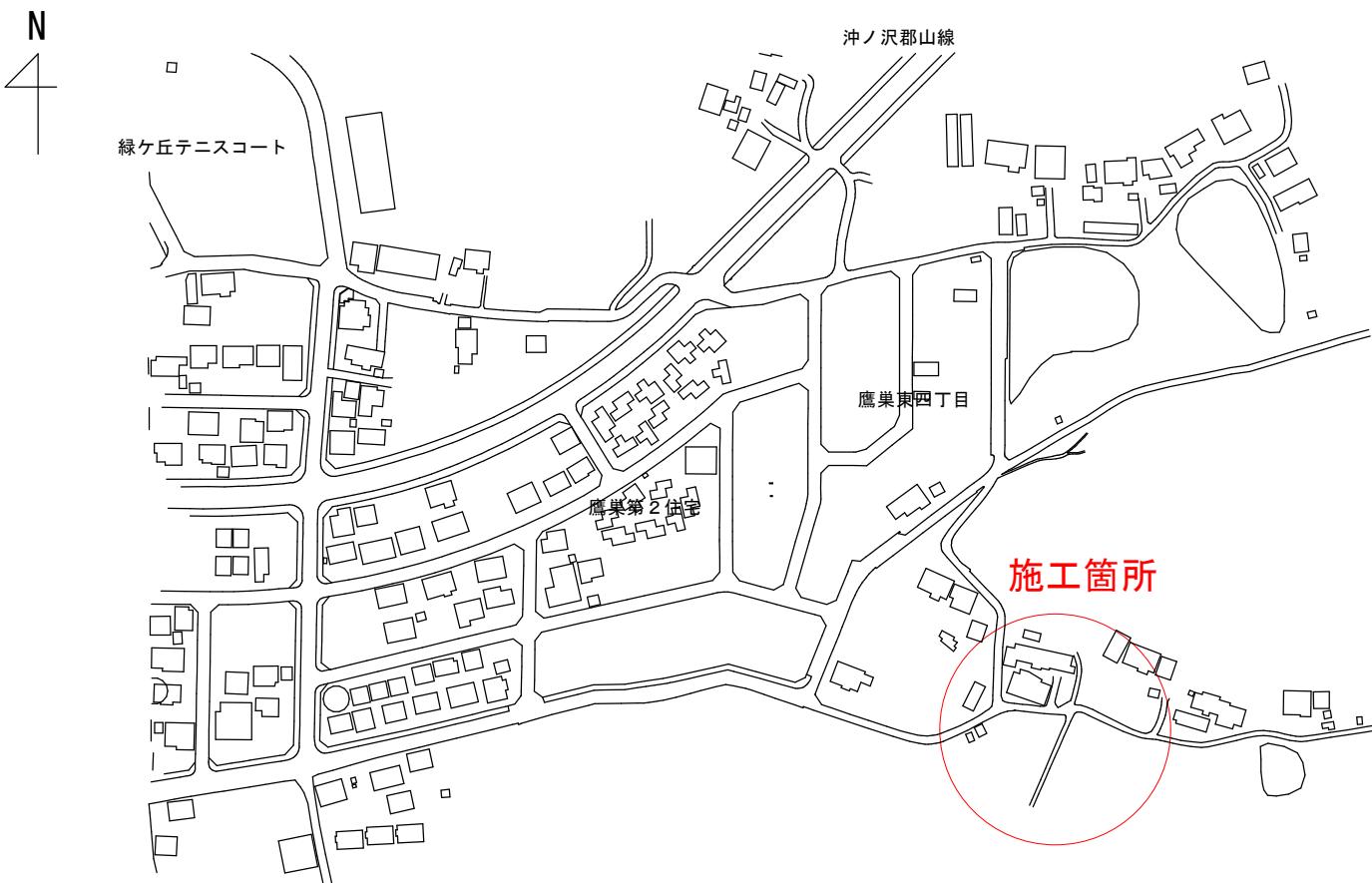


実施

工事番号	号
路線名	鷹巣西7号線
箇所	白石市鷹巣西二丁目地内 ほか
工事名	令和7年度市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所
図名	平面図・標準横断図
縮尺	1/1000 位置
設計者	設計年度
白石市	図面番号 1/4

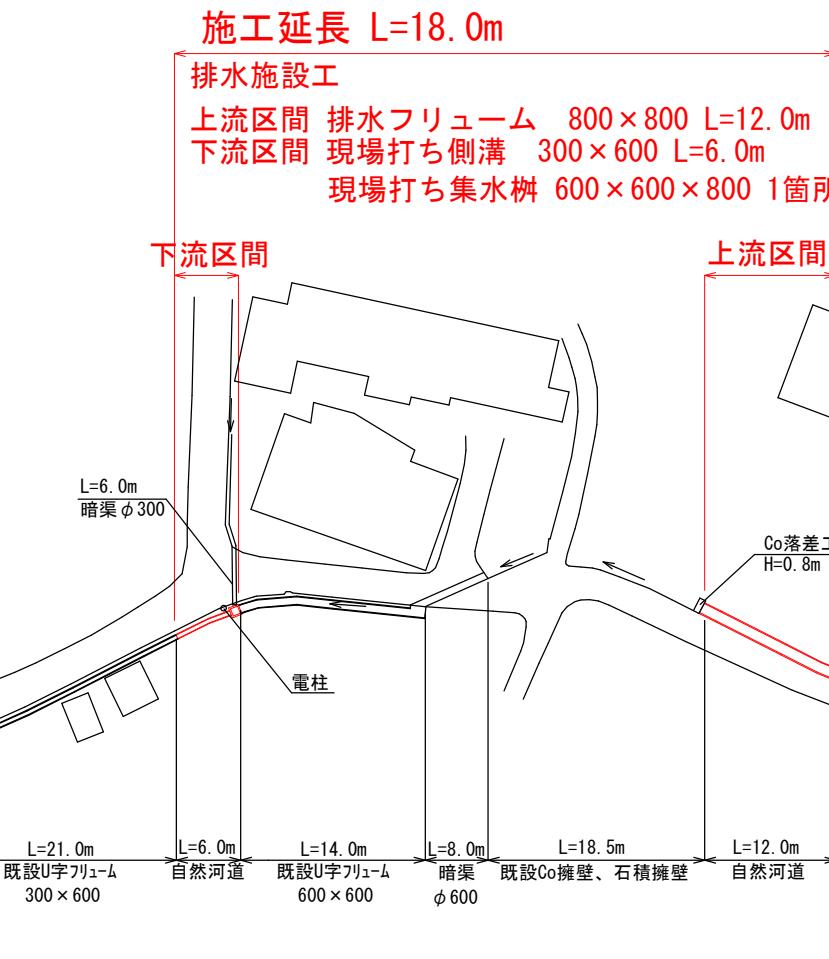
位置図

FREE



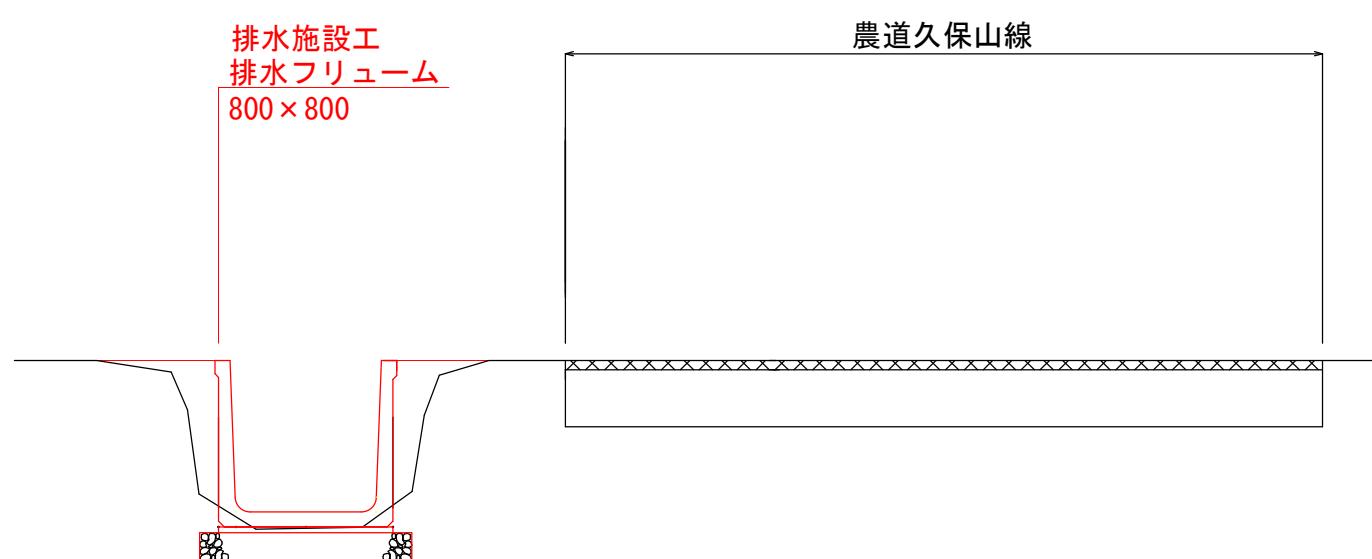
平面図

FREE

N
4

上流区間 標準断面図

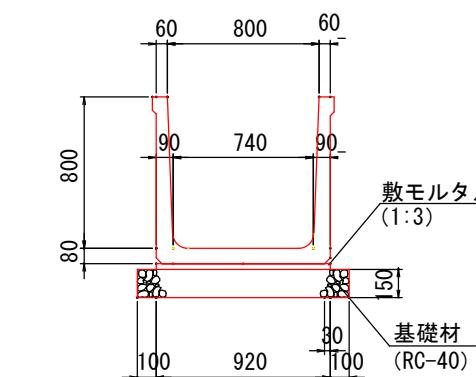
S=1:20



上流区間 構造図

S=1:20

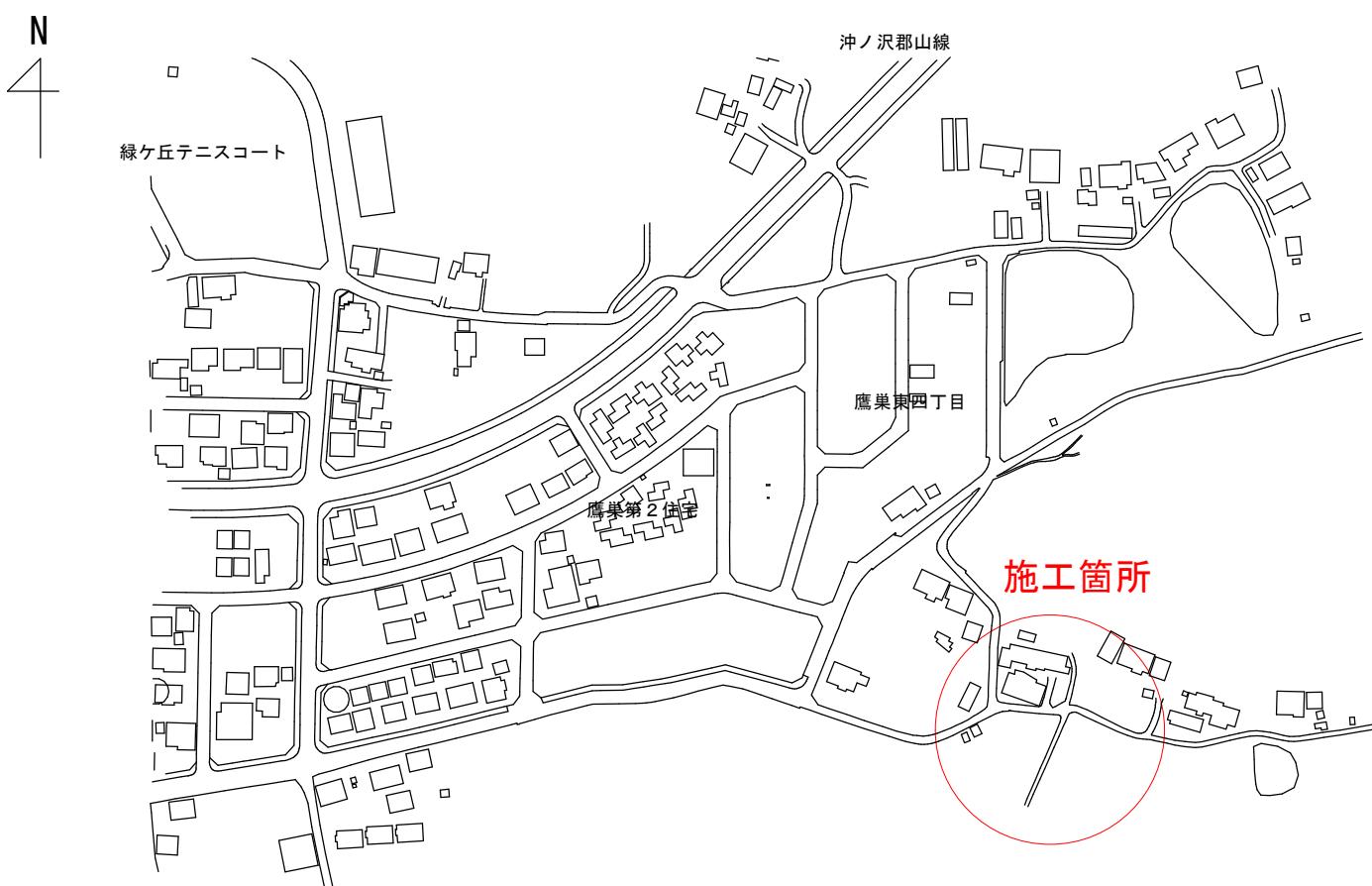
排水フリューム 800×800



路線名		
箇 所	白石市鷹巣西二丁目地内 ほか	
工事名	令和7年度市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所	
図 名	位置図・平面図・標準図	
尺 図	図示	位 置
設計者		所 長
白 石 市	図 番	2 / 4

位置図

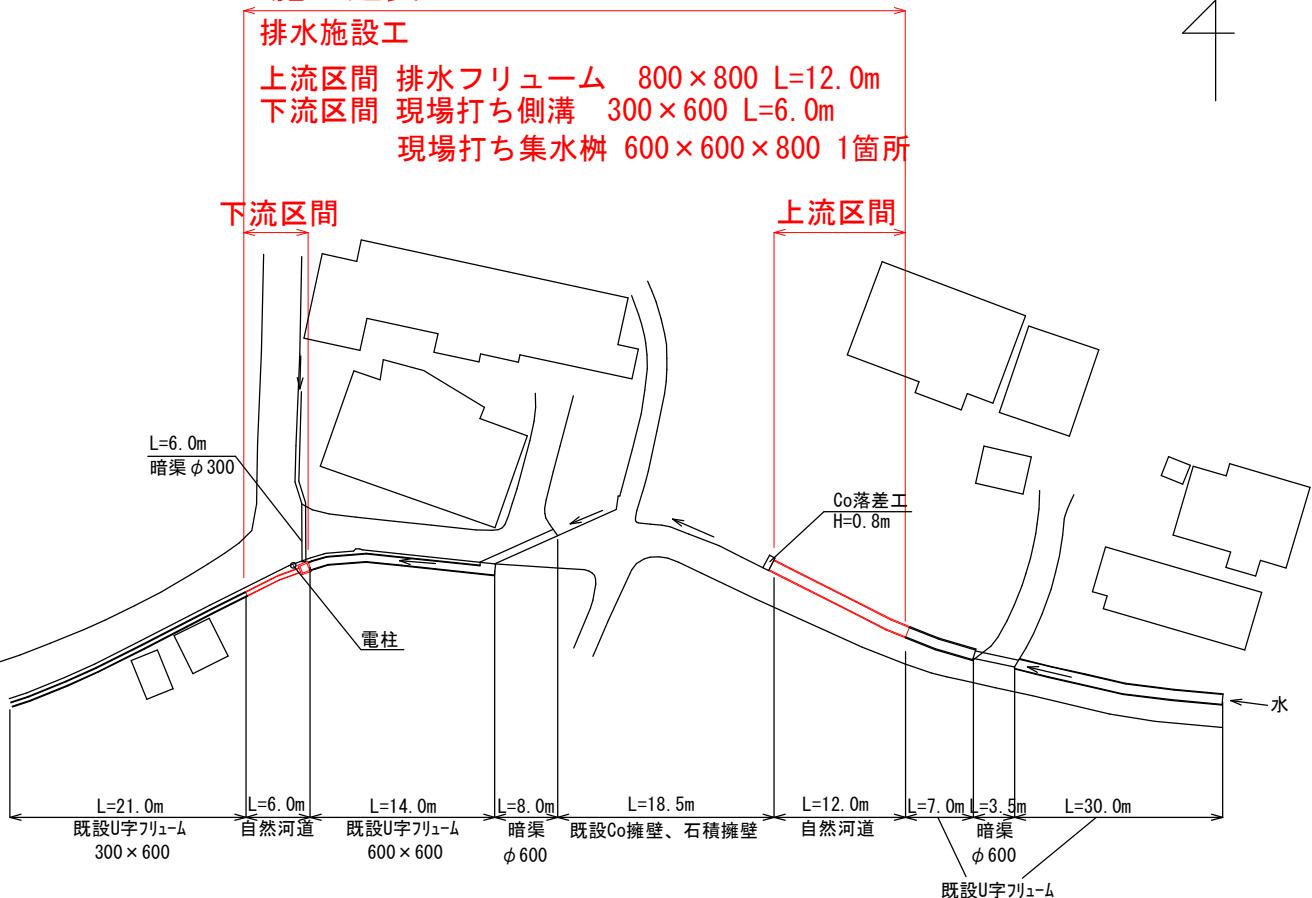
FREE



平面図

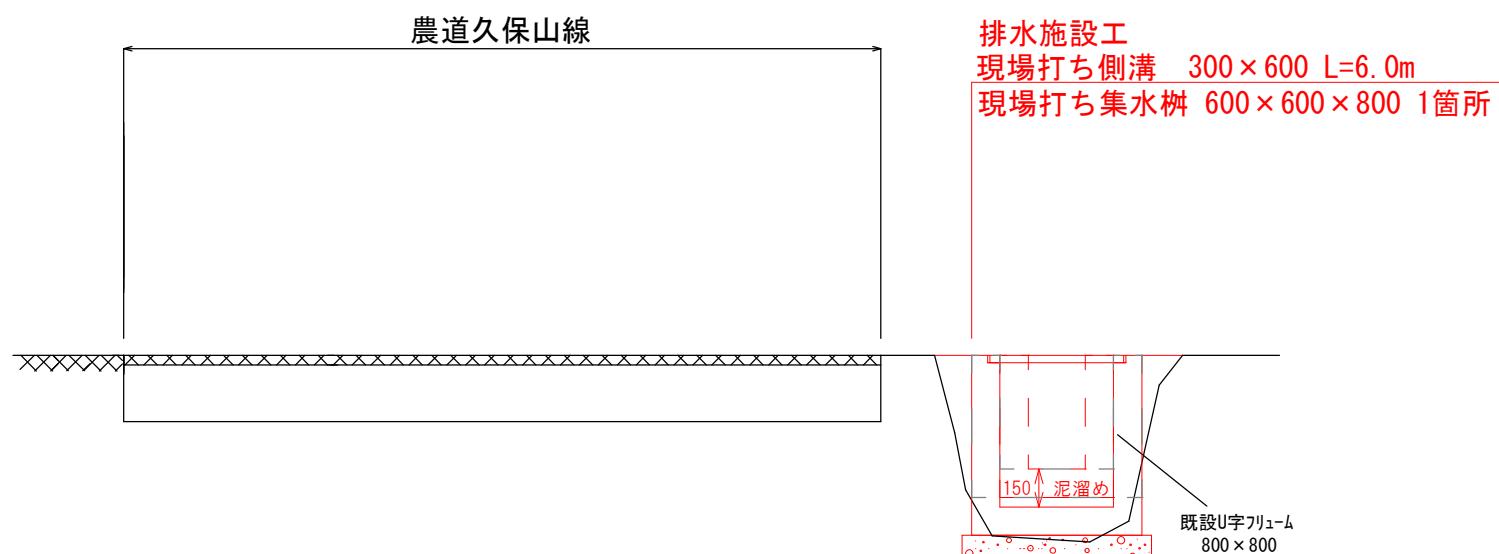
FREE

施工延長 L=18.0m



下流区間 標準断面図

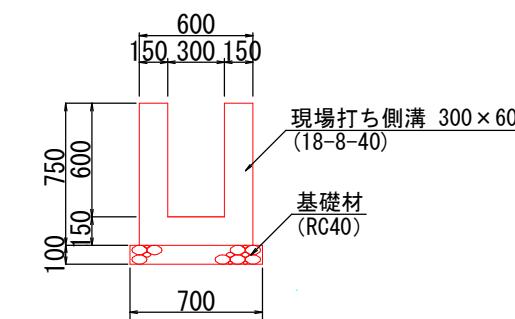
S=1:20



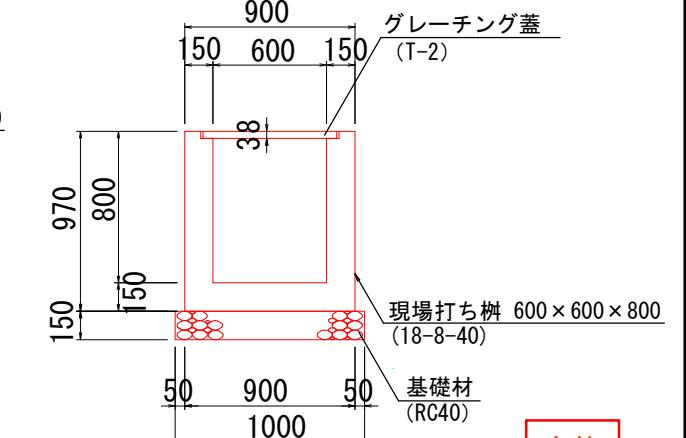
下流区間 構造図

S=1:20

現場打ち側溝 300×600



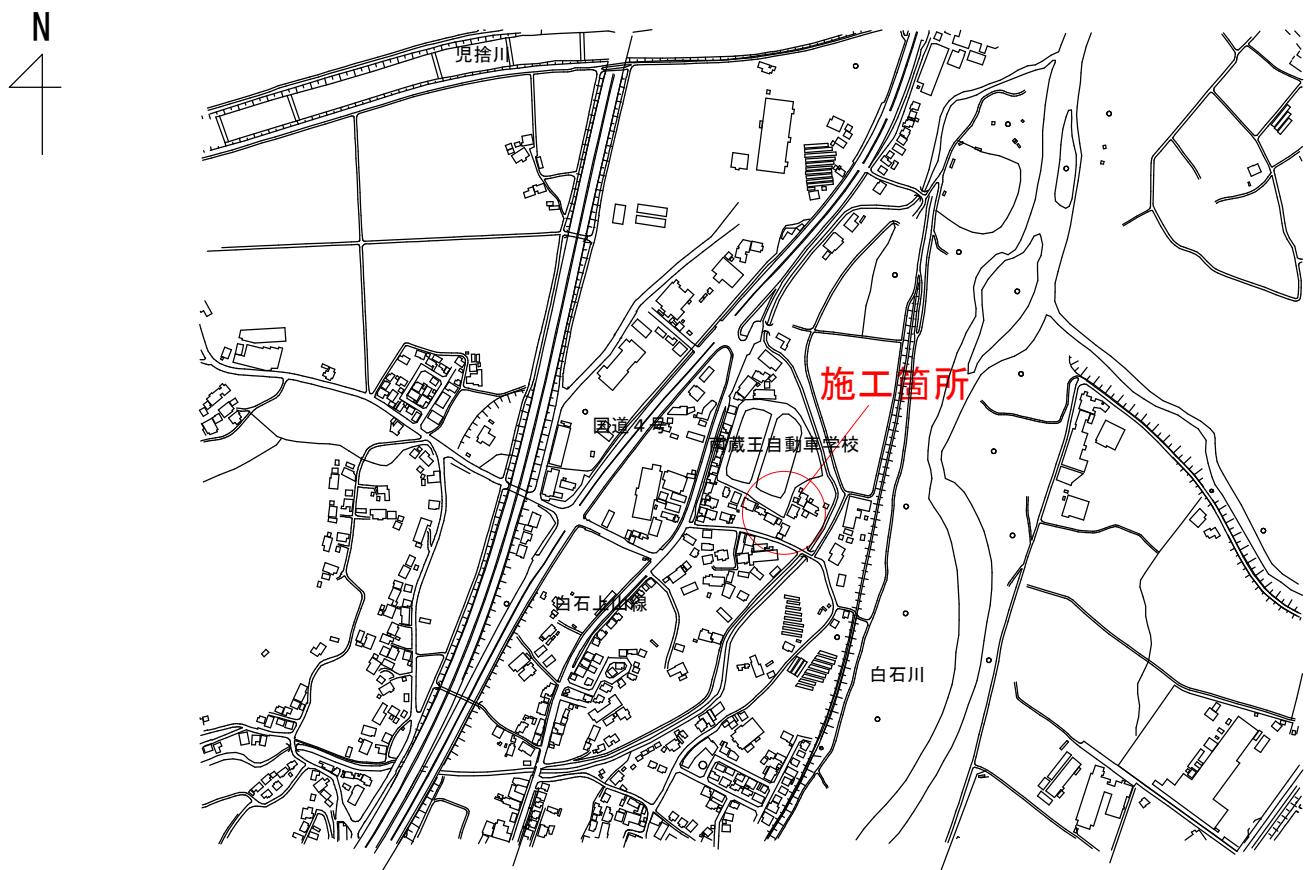
現場打ち集水槽 600×600×800



路線名		
箇 所	白石市鷺巣西二丁目地内 ほか	
工事名	令和7年度市道鷺巣西7号線道路改良工事ほか2箇所	
図 名	位置図・平面図・標準図	位 置
尺 図	図示	位 置
設計者		所 長
白 石 市	図 番	3 / 4

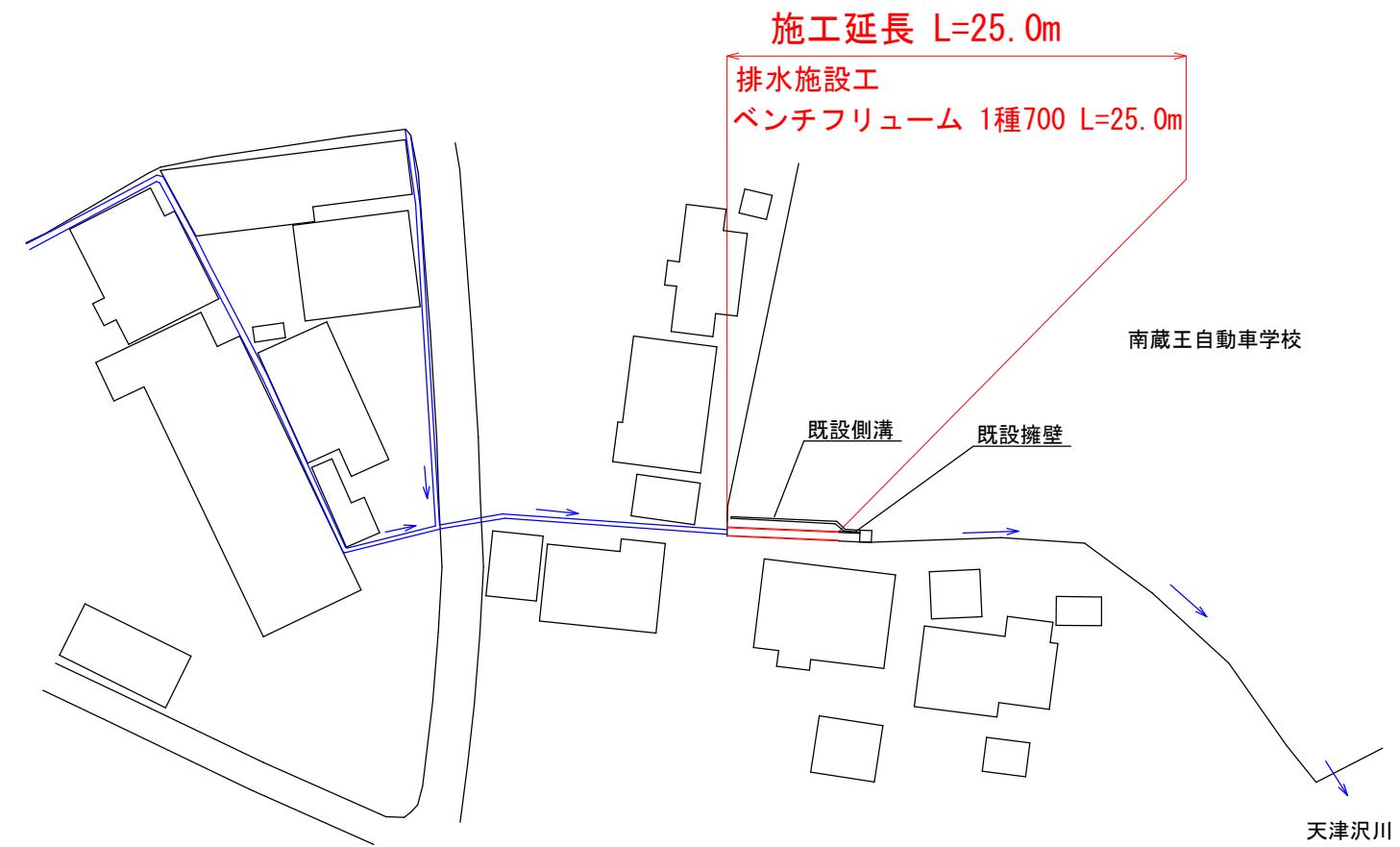
位置図

FREE



平面図

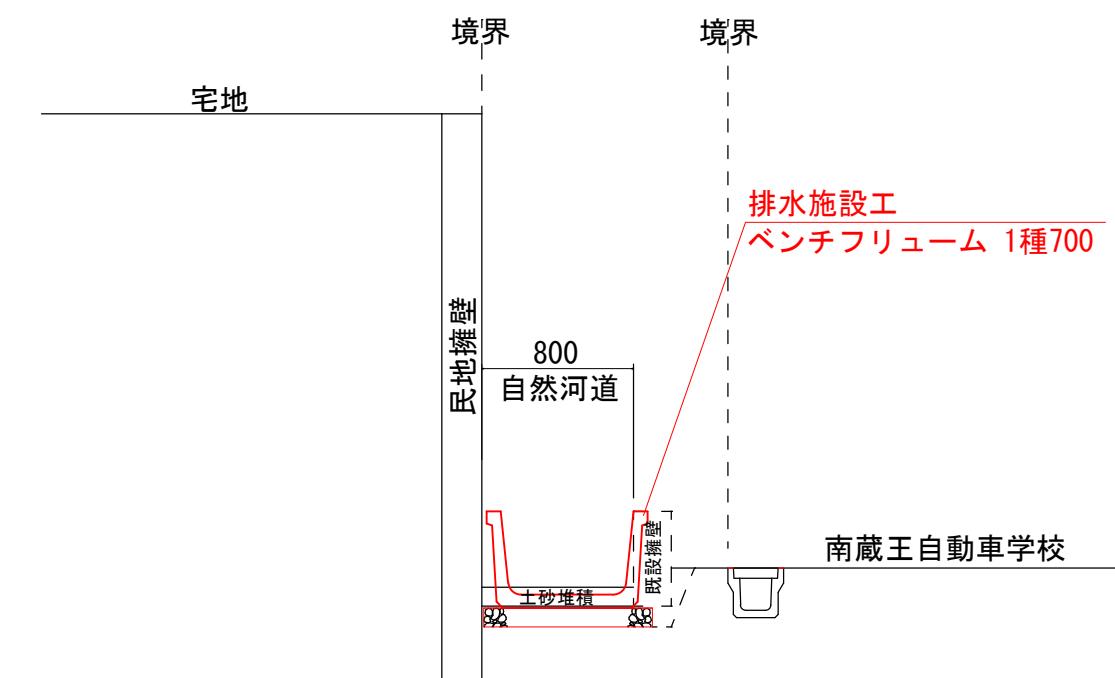
FREE



現地測量後、数量については監督員と協議すること

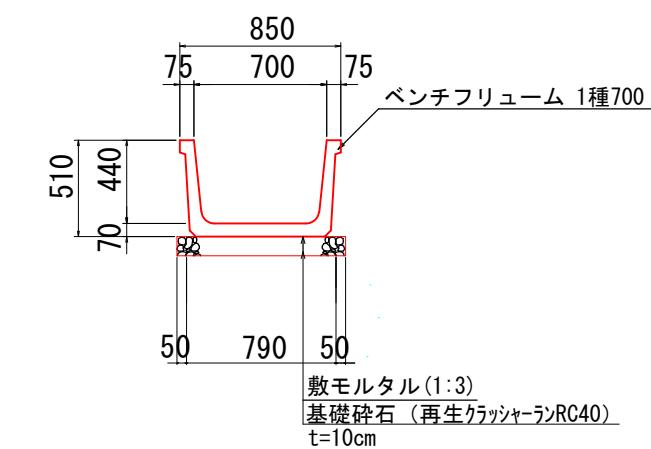
標準断面図

S=1:20



構造図

S=1:20



路線名		
箇 所	白石市鷹巣西二丁目地内 ほか	
工事名	令和7年度市道鷹巣西7号線道路改良工事ほか2箇所	
図 名	位置図・平面図・標準図	
尺 図	図示	位 置
設計者		所 長
白 石 市	図 番	4 4